

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	4 - 関東 1 - 2
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 5 月30日
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大貫 陽一
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	03(6281)4674
【事務連絡者氏名】	財務部長 菊池 芳文
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	03(6281)4674
【事務連絡者氏名】	財務部長 菊池 芳文
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第19回無担保社債（7年債） 10,000百万円 第20回無担保社債（10年債） 10,000百万円 計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 9 月30日
効力発生日	2022年10月 9 日
有効期限	2024年10月 8 日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
4 - 関東 1 - 1	2022年10月25日	5,000百万円	-	-
実績合計額(円)		5,000百万円 (5,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 25,000百万円
(25,000百万円)
(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）
に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	森永乳業株式会社第19回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.092%
利払日	毎年6月5日および12月5日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2024年12月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各5日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年6月5日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2031年6月5日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年5月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2024年6月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第20回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のためにも担付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA(シングルA)の信用格付を2024年5月30日付で取得している。
 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。
 また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
 一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。
 本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
 R&I：電話番号 03-6273-7471
2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
3. 社債管理者の不設置
 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
 株式会社みずほ銀行
5. 期限の利益喪失に関する特約
 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)6に定める方法により、その旨を公告する。
- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - (3) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができなるとき。
 - (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなるとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、

この限りではない。

- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算の開始命令を受けたとき。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 本(注)8(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本種類の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,600	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	森永乳業株式会社第20回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.430%
利払日	毎年6月5日および12月5日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2024年12月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各5日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年に満たない利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2034年6月5日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2034年6月5日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年5月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2024年6月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からA（シングルA）の信用格付を2024年5月30日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。

また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）6に定める方法により、その旨を公告する。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算の開始命令を受けたとき。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
8. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (2) 本(注)8(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本種類の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。
9. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
10. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,600	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	120	19,880

(注) 上記金額は、第19回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンbond)および第20回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,880百万円のうち、第19回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンbond)の差引手取概算額9,943百万円は、全額を2024年2月末に「グリーンbond・フレームワーク」(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。)の適格プロジェクトである神戸工場製造棟増築に係る設備資金に支出したことにより減少した手元資金の一部に充当する予定であります。

また、第20回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の差引手取概算額9,937百万円は、全額を2024年5月8日に第13回無担保社債を償還したことにより減少した手元資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 森永乳業株式会社第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報 >

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）、及び「グリーンボンドガイドライン2022年版」（注2）に則したグリーンボンド・フレームワークを策定し、株式会社格付投資情報センター（R & I）より原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

調達した資金は、以下の適格プロジェクトに該当する新規または既存のプロジェクトのための新規ファイナンスまたはリファイナンスとして充当される予定です。なお、リファイナンスについては調達から遡って3年以内に実施された事業とします。

< グリーン適格プロジェクト >

ICMA GBPカテゴリー 環境改善効果	適格プロジェクト
再生可能エネルギー < 温室効果ガスの削減 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農・畜産におけるふん尿処理・バイオガス発電システム「MO-ラグーン for Dairy」の設備投資 ・ グリーン電力証書購入

<p>グリーンビルディング/ エネルギー効率 <エネルギー使用量削減></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかの第三者認証を取得または更新した建物、もしくは将来取得または更新予定の建物の建設、改修、取得等にかかる投資または費用 CASBEE 評価認証：Sランク、Aランク DBJ Green Building 認証：5つ星、4つ星、3つ星 LEED 認証：Platinum、Gold、Silver BELS 認証：6つ星、5つ星 ZEB 認証：ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented ・ 以下の省エネルギー性能を満たす建物の建設、改修、取得等にかかる投資または費用 省エネルギー性能指標 BEI：0.6以下
<p>エネルギー効率 <エネルギー使用量削減></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の事業活動で使用するアイスバンク（冷却水システム、冷凍機など）のエネルギー効率が平均30%以上改善する機器の導入・更新
<p>汚染防止および抑制 <温室効果ガスの削減></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロンガスHCFC冷媒（R22等）利用の冷凍設備更新
<p>持続可能な水資源および 廃水管理 <水質汚染物質削減></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に資する排水処理設備の能力増強投資
<p>サーキュラーエコノミーに 対応した製品、製造技術・ プロセス、環境配慮製品に 関する事業 <プラスチック使用量削減、森林保全></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器製造機器の導入（プラスチック容器の軽量化） ・ 容器包装に使用するFSC®認証 紙の購入費用

森林管理協議会（Forest Stewardship Council）。社会的な利益に適い、経済も継続可能な、責任ある管理をされた森林からの木材やその製品に対する国際的な認証制度

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金を充当するプロジェクトは、財務部およびサステナビリティ推進部が適格要件への適合状況に基づいて選定し、取締役会が最終決定します。

なお、すべての適格候補プロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のために以下について対応していることを確認します。

- ・ 国もしくはプロジェクト実施の所在地の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ プロジェクト実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・ 当社グループ調達方針およびサプライヤーガイドラインに沿った資材調達、環境汚染の防止、労働環境・人

権への配慮の実施

3. 調達資金の管理

調達した資金は、当社の財務部が適格プロジェクトへの充当および管理を行います。なお、本フレームワークにて調達された同額が適格プロジェクトに充当されるよう、定期的にエクセル表を用いて、追跡、管理します。調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、または、適格プロジェクトの売却等により未充当資金が発生した場合は、現金または現金同等物にて運用します。なお、調達資金は発行から2年程度の間には充当を完了する予定です。

4. レポートニング

当社は適格プロジェクトへの充当状況ならびに環境への効果および社会へのインパクトを年次にて当社ウェブサイト、統合報告書のいずれかまたは両方にて報告します。

資金充当状況レポートニング

当社は調達された資金が全額充当されるまでの間、年次にて、調達資金の適格プロジェクトへの充当状況に関する以下の項目について、実務上可能な範囲でレポートニングする予定です。

適格事業区分での調達資金の適格プロジェクトへの充当額と未充当額

未充当額がある場合は、充当予定時期、運用方法

新規ファイナンスとリファイナンスの割合

なお、調達資金が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

インパクトレポートニング

調達資金の残高がある限り、適格プロジェクトによる環境への効果に関する以下の項目について、年次にて実務上可能な範囲でレポートする予定です。また、大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

<グリーン適格プロジェクト>

ICMA GBPカテゴリー	インパクトレポートニング項目（例）
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概要 ・ 酪農・畜産におけるふん尿処理量 ・ メタンガス排出削減量、CO₂換算排出削減量 ・ 発電電力量 ・ グリーン電力証書購入電力量

<p>グリーンビルディング/ エネルギー効率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概要 ・ （第三者認証を取得した場合）取得認証レベルと取得・再取得時期 <p>（グリーンビルディングの場合）</p> <p>下記指標のいずれかまたは全てを開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出量 ・ 電力使用量 ・ 水使用量 ・ ガス使用量 ・ 廃棄物排出量 <p>（エネルギー効率の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出量 ・ 電力使用量
<p>エネルギー効率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入・更新プロジェクト毎の概要 ・ （プロジェクト毎の）CO₂排出削減量
<p>汚染防止および抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概要 ・ フロンガス排出削減量
<p>持続可能な水資源および 廃水管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概要 ・ 排水処理能力（排水処理量）
<p>サーキュラーエコノミーに 対応した製品、製造技術・ プロセス、環境配慮製品に 関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概要 ・ 容器のプラスチック使用削減量 ・ FSC®認証紙購入量

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月10日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2024年5月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月3日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2024年5月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

森永乳業株式会社 本店

（東京都港区東新橋一丁目5番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。